

## 令和3年度 企業主導型保育事業保育士研修（キャリアアップ研修）事業委託仕様書

## 1 事業名

令和3年度 企業主導型保育事業保育士研修（キャリアアップ研修）事業

## 2 事業の目的

企業主導型保育事業費補助金実施要綱に基づく、企業主導型保育事業を行う保育施設に従事している者のうち、保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修を実施し、各専門分野についての理解を深め、他の保育士等に指導助言ができるよう実践的な能力を身に付けることを目的とする

## 3 事業内容等

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）（別紙3）（以下「保育士等キャリアアップ研修の実施について」という。）に基づき、研修の実施、受講結果に基づく名簿の作成等を行う。

## (1) 保育士研修（キャリアアップ研修）の内容・実施形式等

別紙3「保育士等キャリアアップ研修の実施について」及び別紙4「企業主導型保育事業保育士研修（キャリアアップ研修）実施内容」に沿った内容で全ての科目をeラーニングで提案すること。  
※マネジメント研修では適切なファシリテイトのもと、Web上で受講者同士が意見交換できる場を設けること。

## (2) 保育士研修（キャリアアップ研修）事業委託業務

## ① 研修実施に関する日程の設定

設定後、公益財団法人児童育成協会（以下「協会」という。）の承認を受けること。

## ② 研修実施に関する広報・周知

ア 募集・応募のためのサイトを制作すること。

イ 研修の概要がわかるA4判のチラシを作成し、サイトに掲載すること。

## ③ 研修申込に関する事務（申込受付、受講票発送、名簿作成等）

## ④ 研修内容・テキストの企画、講師の選定

## ⑤ eラーニングのシステム構築、コンテンツの作成

ア システム構築に当たっては、セキュリティ対策を講じること。

イ コンテンツの作成に当たっては、各科目で演習や小テスト等を行うようにし、効果測定ができるようにすること。

ウ コンテンツの作成に当たっては、なりすまし及び早回し等の不正防止策を講じること。

エ 同一端末で複数名が受講した場合に、同時ログインができないような対策を示すこと。

オ 初回ログイン時に受講者登録内容（氏名・生年月日等）を受講者本人に確認させる手段を講じること。

## ⑥ 研修の実施（eラーニング）

## ⑦ 研修の管理運営（受講状況の管理、eラーニングの効果測定結果等を含む。）

- ⑧ 研修受講者名簿・修了者名簿の作成・提出、受講状況確認一覧の作成
- ⑨ 修了証の作成・送付
- ⑩ 受講者アンケートの実施・回収・集計（分析）

研修終了後に受講者アンケートを実施すること。アンケート内容については協会と事前協議を行うこと。アンケート結果を集計（分析）し、実績報告書に記載すること。

- ⑪ 実績報告書の作成・提出

なお、eラーニングの実施方法、不正防止対策等については、別紙5「調査研究協力者会議における議論のとりまとめ（平成31年1月9日付）」及び別紙6「不正防止対策検討会における議論のとりまとめ（平成31年3月13日付）」を参考にすること。

### （3）保育士研修（キャリアアップ研修）の実施

- ① 実施形式及び受講者想定人数

eラーニング（研修時間は1分野15時間以上）・・・7,200人

#### ア 専門分野別研修

- i 乳児保育 1,500人
- ii 幼児教育 1,000人
- iii 障害児保育 1,000人
- iv 食育・アレルギー対応 1,000人
- v 保健衛生・安全対策 1,000人
- vi 保護者支援・子育て支援 1,000人

#### イ マネジメント研修 700人

- ② 受講対象者及び研修分野

受講対象者は、企業主導型保育施設に従事している者とし、そのうち、研修分野別の受講対象者は下記のとおりとする。

ア 専門分野別研修（i 乳児保育、ii 幼児教育、iii 障害児保育、iv 食育・アレルギー対応、v 保健衛生・安全対策、vi 保護者支援・子育て支援）の受講対象者

企業主導型保育施設や保育所等の保育現場において、概ね3年以上の経験があり、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

イ マネジメント研修の受講対象者

企業主導型保育施設や保育所等の保育現場において、概ね7年以上の経験があり、アの分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

※本研修は企業主導型保育施設に従事している者のみを受講対象とすることから、受講申込時に令和3年度運営費助成決定番号を入力させ、受講対象者であることを確認すること。

※申込者が受講者想定人数を超えた場合は抽選により受講者を決定すること。

※個人の申込ではなく、施設長（施設責任者）等の推薦による「施設単位」での申込とすること。

※在籍園児数に対しての申込可能枠数は以下の通りとする。

在籍児童数 (令和3年4月1日時点)	1施設あたりの申込可能枠数
1人～20人	2枠まで
21人～40人	3枠まで
41人以上	4枠まで

③ eラーニング

受講者が受講しやすいよう、受講期間を長期間とし、職場以外のデバイスからでも受講可能なものとする。

④ 開催時期

契約締結日から令和4年3月31日までの期間

⑤ 留意事項

- ・旅費、通信費、印刷費、研修費等を含め、本業務に要する経費は全て受託者が負担すること。
- ・本業務を遂行する上で知り得た情報については、守秘義務を負うものとし、この守秘義務は本業務を終了した後も本業務に従事していた全ての者に遵守させること。
- ・本業務により生じた成果物の著作権は、協会に帰属する。
- ・本業務の遂行に当たっては業務内容を十分に理解し、協会担当者と連絡を密に取りながら誠実に遂行すること。
- ・本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合には、協会担当者へ速やかに連絡を取り、協議すること。
- ・本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、協会の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において処理すること。
- ・事業実績報告書は令和4年4月8日までに提出すること。
- ・この研修の内容は別紙3「保育士等キャリアアップ研修の実施について」に準じているが、協会では同通知で定める研修実施主体ではないため、企業主導型保育施設での処遇改善加算の対象にはなるものの、認可保育所等においては処遇改善加算の対象とみなされない可能性が高いため、その旨を研修受講者募集時に記載のこと。